

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令案について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

## 1. 改正の趣旨

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 43 条第 3 項等の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に係る基準等の改正等を行うもの。

### ＜被改正命令＞

- （１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）
- （２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）
- （３）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。）
- （４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定計画相談支援基準」という。）

## 2. 改正の概要

### （１）障害者総合支援法施行規則の一部改正

#### ①全サービス関係

都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

#### ②短期入所関係

介護老人保健施設が短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請をする際の書類の提出について、事務負担軽減の観点から、介護老人保健施設に係る指定の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能とする。

#### ③自立訓練（機能訓練）関係

医療から自立訓練（機能訓練）への円滑な移行を図り、また障害者の身体機能・生

活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応するため、介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）の提供を可能とする。

#### ④自立生活援助関係

障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族の障害、疾病等の場合に限らず、本人の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある場合においても支給対象となることを明確化する。

#### ⑤地域定着支援関係

④と同様の改正を行う。

#### ⑥その他所要の改正を行う。

### （２）指定障害福祉サービス基準の一部改正

#### ①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

- （一）サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- （二）サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- （三）障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。
- （四）管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

#### ②全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

- （一）サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- （二）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
  - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、
  - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

- (三) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (四) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (五) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

### ③生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

### ④自立訓練（機能訓練）関係

- (一) ③と同様の改正を行う。
- (二) 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。
- (三) 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。
- (四) (1)の③の改正を踏まえ、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

### ⑤就労選択支援関係

#### <人員に関する基準>

- (一) 指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。
- (二) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならないこと等とする。

#### <設備に関する基準>

- (三) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

#### <運営に関する基準>

- (四) 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める

事業者でなければならないこととする。

- (五) 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この⑤において「アセスメント」という。）に当たり、
- ・ 障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、
  - ・ この場合において、(六)の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。
- (六) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。））を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- (七) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。
- (八) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

#### ＜関係規定の準用＞

- (九) 指定就労選択支援の事業の運営に関する基準について、指定障害福祉サービス基準第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条（第2項第1号を除く。）、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第159条及び第170条の2の規定を準用することとするとともに、所要の読替規定を設ける。

#### ⑥就労移行支援関係

就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

#### ⑦就労継続支援A型関係

⑥と同様の改正を行う。

⑧就労継続支援B型関係

(一) 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

(二) ⑥と同様の改正を行う。

⑨就労定着支援関係

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センター（障害者就業・生活支援センターからその業務の委託を受けた者を含む。）を、実施主体として追加する。

⑩自立生活援助関係

(一) 相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとする。

(二) サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を 60：1 とする。

(三) 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。

(四) 指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

⑪共同生活援助関係

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）による法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

(二) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。

(三) 指定共同生活援助事業者は、(二)の報告、要望、助言等についての記録を作成する

とともに、当該記録を公表しなければならないこととする。

- (四) (二)及び(三)については、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (五) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 96 号）第 3 条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (六) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。
- (七) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和 9 年 3 月 31 日まで延長する。

#### ⑫その他所要の改正を行う。

### (3) 障害福祉サービス基準の一部改正

#### ①全サービス関係

(2) の②と同様の改正を行う。

#### ②生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療養士の他に、言語聴覚士を加える。

#### ③自立訓練（機能訓練）関係

②と同様の改正を行う。

#### ④就労選択支援関係

(一) (2) の⑤（四及び九を除く。）と同様の改正を行う。

(二) 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。

(三) 就労選択支援事業所は、10 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととする。

(四) 就労選択支援の事業について、障害福祉サービス基準第 8 条、第 9 条（第 2 項第 1 号を除く。）、第 13 条から第 16 条まで、第 19 条、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 41 条、第 43

条、第 44 条及び第 45 条から第 49 条までの規定の規定を準用することとするとともに、所要の読替規定を設ける。

⑤就労移行支援関係

事業所の利用定員規模と利用状況の実態の乖離が生じていることに鑑み、定員規模を 20 人以上（離島等については 10 人以上）から、10 人以上に見直す。

⑥その他所要の改正を行う。

（４）指定計画相談支援基準の一部改正

① 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包容の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならないこととする。

② 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができることとする。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の職務に従事させることができるものとする。

（一）当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）第 1 号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

（二）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）に該当する者（当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

③ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、

- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならないこととするとともに、
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければ

ならないこととする。

- ⑤ 相談支援専門員が担当者等を招集して行う会議（サービス担当者会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- ⑥ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができることとする。
  - (一) 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が離島等に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅との間に一定の距離があること。
  - (二) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月にアセスメント又はモニタリングに当たって当該利用者の居宅を訪問して面接を行ったこと。
- ⑦ 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援又は指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- ⑧ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援によるアセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならないこととする。
- ⑨ その他所要の改正を行う。

#### （５）経過措置

（２）の⑪の(二)の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、この命令の施行の日から令和７年３月３１日までの間、努力義務とする。

### 3. 根拠条項

- 法第５条第１６項及び第２１項、第３０条第２項、第３６条第１項（第４１条第４項において準用する場合を含む。）、第４１条の２第１項及び第２項、第４３条第３項、第５１条の２１第２項において準用する第５１条の１９第１項、第５１条の２１第２項において準用する第５１条の２０第１項、第５１条の２４第１項及び第２項並びに第８０条第２項
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第５５条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和６年１月下旬（予定）
- 施行期日：令和６年４月１日又は６月１日（予定）



（ただし、（２）の⑤から⑦まで及び⑧の（二）、（３）の④、（４）の⑦及び⑧等については、改正法附則第１条第４号の政令で定める日（令和７年１０月１日））